

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）

新 旧 対 照 表

※下線箇所は改定部分を、網掛け箇所は本文の下線部分を示します。

改 定 後	現 行
<p>はじめに</p> <p>1 本考え方の策定背景及び趣旨 (略)</p> <p>2 基本的考え方 (略)</p> <p>本考え方は、以上のような枠組みの下、事業者等の実際の活動と独占禁止法との関係については、できるだけ分かりやすく示そうとしたものであって、本考え方で挙げている想定例はあくまでも類型化・抽象化された例示である。「独占禁止法上問題とならない行為」として挙げている想定例に該当しないからといって直ちに独占禁止法上問題となるということではない。さらに、「独占禁止法上問題となる行為」として挙げている想定例に該当するような行為についても、<u>情報遮断措置¹⁰等の措置による競争制限効果の解消のほか、海外からの輸入圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の様々な追加的な検討要素も考えられるところ、これらについて事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。</u>(略)</p> <p>⁴ 「競争促進効果」とは、事業者等による取組の結果として新たな技術、商品、市場等が生み出され、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。<u>また、「優れた商品」には、当該商品の生産段階若しくは使用段階又は当該商品が部品として組み込まれた最終製品の生産段階若しくは使用段階における温室効果ガス削減に資する商品も含まれ得る。</u> (略)</p> <p>¹⁰ <u>対象となる情報に応じて当該情報に係る商品の製造又は販売に直接従事する者等から当該情報を遮断する措置のこと。</u></p>	<p>はじめに</p> <p>1 本考え方の策定背景及び趣旨 (略)</p> <p>2 基本的考え方 (略)</p> <p>本考え方は、以上のような枠組みの下、事業者等の実際の活動と独占禁止法との関係については、できるだけ分かりやすく示そうとしたものであって、本考え方で挙げている想定例はあくまでも類型化・抽象化された例示である。「独占禁止法上問題とならない行為」として挙げている想定例に該当しないからといって直ちに独占禁止法上問題となるということではない。さらに、「独占禁止法上問題となる行為」として挙げている想定例に該当するような行為についても、<u>様々な追加的な検討要素が存在する場合、例外的に独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。</u>(略)</p> <p>⁴ 「競争促進効果」とは、事業者等による取組の結果として新たな技術、商品、市場等が生み出され、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。</p> <p>(略)</p>

(略)	(略)
<p>4 今後の対応</p> <p>公正取引委員会は、<u>競争環境の不確実性が高い中で事業者等の個別の取組が生じてくることから、今後、市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、事業者等や関係省庁と対話しながら、継続的に本考え方の見直しを行っていく。また、公正取引委員会としては、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押ししていくためにも、本考え方に照らしながら積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく。事業者等が、公正取引委員会に対して自らの取組について事前相談等を行う場合、当該取組の目的の合理性及び手続の相当性並びに競争促進効果を定性的又は定量的な根拠に基づき主張する際¹³には、これを踏まえた判断を迅速かつ的確に実施していく。また、事業者等は、グリーン社会の実現に向けて、短期及び中長期にわたって、規制及び制度、市場構造並びに技術動向等の国際的な競争環境の前提の変化に対応していく必要がある。このため、事業者等が、公正取引委員会に対して自らの取組について事前相談等を行うに際して、当該取組がグリーン社会の実現に向けたものであることの根拠や当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果¹⁴、規制及び制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提供がなされた場合には、公正取引委員会は、これらを踏まえた判断を行う。特に、脱炭素の効果については、関係省庁からの情報提供がなされた場合、公正取引委員会は、これに依拠して判断を行う。一方、独占禁止法に違反する行為については、厳正に対処していく。</u></p> <p>グリーン社会の実現に向けては、多種多様な取組が想定されるところ、本考え方は現時点で関連性が想定される独占禁止法上の行為類型をできる限り網羅し、また、今後起こる可能性のある仮想事例をできるだけ記載することで、事業者等の予見可能性の向上に努めた。しかしながら、グリーン社会の実現に向けて様々な取組が進む中で</p>	<p>4 今後の対応</p> <p>公正取引委員会は、今後、市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続的に本考え方の見直しを行っていく。また、公正取引委員会としては、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押ししていくためにも、本考え方に照らしながら積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく。事業者等が、公正取引委員会に対して自らの取組について事前相談等を行う場合、当該取組の目的の合理性及び手続の相当性並びに競争促進効果を定性的又は定量的な根拠に基づき主張する際¹²には、これを踏まえた判断を迅速かつ的確に実施していく。一方、独占禁止法に違反する行為については、厳正に対処していく。</p> <p>グリーン社会の実現に向けては、多種多様な取組が想定されるところ、本考え方は現時点で関連性が想定される独占禁止法上の行為類型をできる限り網羅し、また、今後起こる可能性のある仮想事例をできるだけ記載することで、事業者等の予見可能性の向上に努めた。しかしながら、グリーン社会の実現に向けて様々な取組が進む中で</p>

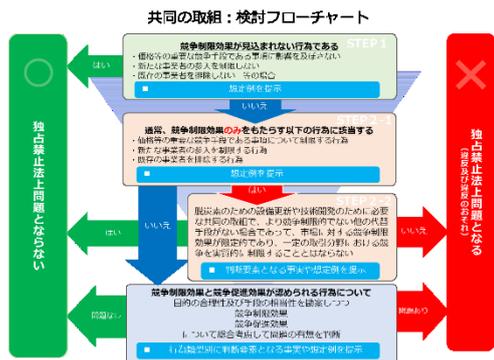
事業者等が実施しようとする取組は一層多様性を増すことが想定される。事業者等が実施しようとする取組が独占禁止法上問題となるか否かは、独占禁止法の規定に照らして個別具体的に判断されるところ、本考え方において取り上げられていない又は本考え方が想定する前提と異なる行為や論点については、公正取引委員会がこれまでに公表した相談事例及び各種の独占禁止法上の指針等¹⁵のほか、今後公表される相談事例等が参考になると考えられる。公正取引委員会は、事業者等の参考になると考えられる相談事例等については、積極的に公表を行っていく。

(略)

14 脱炭素の効果（温室効果ガス排出量・吸収量）については、温暖化対策推進法又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく算定方法や、国際的な標準であるGHGプロトコル、GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン等を用いて算定することができる。

第1 共同の取組¹⁶

(略)



1 独占禁止法上問題とならない行為 (略)

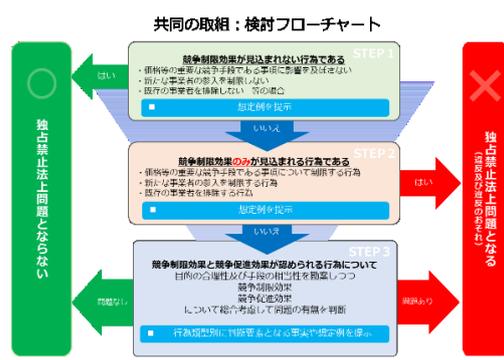
競争制限効果が見込まれない行為としては、価格等の重要な競争手段である事項¹⁸に影響を及ぼさない、新たな事業者の参入を制限しない、及び既存の事業者を排除し

事業者等が実施しようとする取組は一層多様性を増すことが想定される。事業者等が実施しようとする取組が独占禁止法上問題となるか否かは、独占禁止法の規定に照らして個別具体的に判断されるところ、本考え方において取り上げられていない又は本考え方が想定する前提と異なる行為や論点については、公正取引委員会がこれまでに公表した相談事例及び各種の独占禁止法上の指針等¹³のほか、今後公表される相談事例等が参考になると考えられる。公正取引委員会は、事業者等の参考になると考えられる相談事例等については、積極的に公表を行っていく。

(略)

第1 共同の取組¹⁴

(略)



1 独占禁止法上問題とならない行為 (略)

競争制限効果が見込まれない行為としては、価格等の重要な競争手段である事項¹⁶に影響を及ぼさない、新たな事業者の参入を制限しない、及び既存の事業者を排除し

<p>ないといった要素を満たす事業者等の共同の取組のほとんどがこれに該当すると考えられ、グリーン社会の実現に向けた事業者等の共同の取組の多くは、独占禁止法上問題とならない形で実施することが可能であると<u>考えられる。また、事業者等が共同の取組を検討するに当たって、相互に事業活動等に関する情報を交換することが必要になる場合がある¹⁹。この場合において、価格等の重要な競争手段である事項に関する情報の交換が行われな</u>いときは、通常、独占禁止法上問題とならない。さらに、<u>価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換であっても、情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>¹⁹ <u>企業結合を検討する場合も同様。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><独占禁止法上問題とならない行為の想定例></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(想定例5 情報発信②)</u></p> <p>○ <u>商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、それぞれ、商品Aの製造過程の転換を検討していた。商品Aは、製造過程を転換することで、当該過程における温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかになっている。一方で、商品Aの製造過程の転換には多額の設備投資が必要であり、かつ、製造に係るコストは大幅に上昇するものの、商品Aの需要者にとって使用上の価値が変わるものではないため、3社は、上昇する製造に係るコストを販売価格へ転嫁した場合、需要者の理解が得られないのではないかという共通の懸念を有していた。そこで3社は、こうした共通の懸念についての対応を議論し、商品Aの需要者の理解を得るために、製造過程の転換の目的や効果に加え、製造に係るコストの大幅な上昇を取引先や消費者に周知し、事業者の窮状や現状を訴える内容を共同で情報発信することにした。</u></p>	<p>ないといった要素を満たす事業者等の共同の取組のほとんどがこれに該当すると考えられ、グリーン社会の実現に向けた事業者等の共同の取組の多くは、独占禁止法上問題とならない形で実施することが可能であると<u>考えられる。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><独占禁止法上問題とならない行為の想定例></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
---	---

【解説】

製造過程の転換によって温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかである場合には、需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、品質の向上と評価できることがある。需要者の理解を得るために行う、製造に係るコストの大幅な上昇を取引先や消費者に周知し、事業者の窮状や現状を訴える内容の共同での情報発信は、その内容が、価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為ではない場合、独占禁止法上問題なく実施することができる。

(略)

(想定例 8 情報遮断措置を講じた情報交換)

○ 商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、商品Aの原材料を原材料Bから原材料Cに切り替えることを検討している。3社は、商品Aの製造に係る一部設備を共有しているところ、当該設備における原材料Cの需要量を把握するため、当該検討に当たっては、各社の商品Aの将来の生産数量を含む生産数量等の重要な競争手段に関する情報を互いに共有し、それを分析した結果を踏まえる必要がある。

そこで、3社は、3社による合意の下に、3社の営業部門の担当者を含まない特別チームを3社の間又は幹事となる1社に設立し、当該チームにおいて3社の重要な競争手段に関する情報を収集・分析した上で、原材料の切替えに向けた検討を行うこととした。また、3社は、当該チームに対し、収集した当該情報を当該チーム外に共有することを禁止するとともに、原材料の切替えに係る会社としての意思決定のためにやむを得ない場合には、3社のうちの個別の事業者が提供した当該情報が分からないよう加工するなどした上、3社のうち、当該意思決定に必要な者のみに共有し、当該チームが収

(略)

(新設)

<p><u>集した当該情報を利用して商品Aの製造販売に関する協調的な行動が行われないために、当該意思決定に関与した者に対し、他の事業者から受領した当該情報の目的外利用を禁止するなど十分な措置を採ることとした。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 独占禁止法上問題となる行為 (略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (略)</p> <p>(想定例 12 生産設備の共同廃棄①)</p> <p>○ 商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガスの排出量削減のため、既存の生産設備を温室効果ガス排出量が少ない新技術を用いる新たな生産設備へ転換することをそれぞれ検討していた。そこで、3社は、業界としての足並みを揃えるため、それぞれ独自に判断することなく、相互に連絡を取り合い、既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を決定した。</p> <p>【解説】</p> <p>この行為は、重要な競争手段である設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定しており、独占禁止法上問題となる。</p> <p>他方、<u>需要者のニーズ等に鑑み、各事業者独自の判断で生産設備の廃棄時期等が決定され、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることなく決定内容が類似のものとなること自体は、独占禁止法上問題となるものではない。また、重要な競争手段である設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定する場合であっても、脱炭素のための設備更新のために必要な廃棄であって、より競争制限的でない他の代替手段がない場合、3社のほかに有力な競争者が存在する、又は、海外からの輸入による競争圧力がある等のために市場に対する競争制限効果が限定的であるものについては、各種要素を総合的に考慮して検討した結果、「一定の取引分野にお</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 独占禁止法上問題となる行為 (略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (略)</p> <p>(想定例 10 生産設備の共同廃棄)</p> <p>○ 商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガスの排出量削減のため、既存の生産設備を温室効果ガス排出量が少ない新技術を用いる新たな生産設備へ転換することをそれぞれ検討していた。そこで、3社は、業界としての足並みを揃えるため、それぞれ独自に判断することなく、相互に連絡を取り合い、既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を決定した。</p> <p>【解説】</p> <p>この行為は、重要な競争手段である設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定しており、独占禁止法上問題となる。</p> <p>需要者のニーズ等に鑑み、各事業者独自の判断で生産設備の廃棄時期等が決定され、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることなく決定内容が類似のものとなること自体は、独占禁止法上問題となるものではない。</p>
--	--

<p><u>ける競争の実質的制限」を生じないと認められ独占禁止法上問題とならないこともある（詳細は後記本文参照）。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	（略）
<p><u>（想定例 14 競争者との情報交換①）</u></p> <p>○ <u>商品 A の製造販売業者 X、Y 及び Z の 3 社は、商品 A の製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、原材料の共同調達や製造工程の一部の共同化を検討していた。新しい生産設備の仕様等の検討に当たって、3 社は、各社の商品 A の生産数量や販売価格について、情報遮断措置を講じることなく、情報交換を行った。</u></p> <p>【解説】</p> <p><u>この行為は、生産数量及び価格という重要な競争手段である事項について制限する行為と認められるおそれがあり、独占禁止法上問題となる。</u></p> <p><u>他方、競争者との間で重要な競争手段である事項についての情報交換を行う場合であっても、脱炭素のための設備更新等のために必要な情報交換であって、より競争制限的でない他の代替手段がない場合、3 社のほかに有力な競争者が存在する等のために市場に対する競争制限効果が限定的であるものについては、各種要素を総合的に考慮して検討した結果、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められ独占禁止法上問題とならないこともある（詳細は後記本文参照）。</u></p>	（新設）
<p><u>一方、競争制限を目的としない、脱炭素のための設備更新、技術開発等のために必要な共同の取組であって、それらを実現するためにより競争制限的でない他の代替手段がないもの²³については、重要な競争手段である事項についての情報交換であったり、それらを制限する行為（生産量の制限等の行為）であったとしても、そのことのみから直ちに独占禁止法上問題となるとは判断されず、当該取組の市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野</u></p>	（新設）

<p>における競争の実質的制限」が生じないと認められる場合には、独占禁止法上問題とならない。</p>	
<p>ここで、市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められるか否かについては、個別事案ごとに、主に以下の要素を総合的に考慮して検討が行われる。これらの要素は全て認められる必要はなく、一つの要素のみが認められる場合であっても「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められることもある。ただし、実際には複数の要素を総合的に考慮する必要がある場合が多いため、脱炭素のための共同の取組として重要な競争手段である事項について制限する行為を計画するときには、特に、公正取引委員会への相談を活用することが望ましい。</p>	(新設)
<p>① 共同の取組を行う事業者の市場シェアが小さく、有力な競争者が存在すること</p> <p>② 海外の事業者の日本向け輸出への具体的な計画があることや、海外の有力な事業者が生産能力を増強しており、日本向けの輸出の開始や増加の可能性が高まっていること等の事情を踏まえ、海外からの輸入による競争圧力が認められること</p> <p>③ 参入が容易であり、共同の取組を行う事業者が商品の価格を引き上げた場合に、より低い価格で当該商品を販売することにより利益を上げようとする参入者が現れる蓋然性がある等、新規参入による競争圧力が認められること</p> <p>④ 共同の取組の対象となる商品と類似の効用を持つ商品の市場において活発な競争が行われている等、隣接市場からの競争圧力が認められること²⁵</p>	
<p>⑤ 需要者が、共同の取組を行う事業者に対して対抗的な交渉力を有している等、需要者からの競争圧力が認められること</p> <p>このほか、競争制限を目的としない、脱炭素のための設備更新や技術開発等のために必要な共同の取組であって、それらを実現するためにより競争制限的でない他の代替手段がない取組については、一時的に競争制限が生じる場合であっても、共同の取組を行う事業者のその後の競争に影響がな</p>	(新設)

いといえるときには、競争制限効果が限定的であると認められ、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じず、独占禁止法上問題とならないと判断される場合がある。例えば、温室効果ガス排出量が少ない新商品について競争していくことを目的として、温室効果ガス排出量が多い既存商品の販売を取りやめることで需要者を啓発するために、競争者間において、当該既存商品の製造販売を一時的に制限する行為は、こうした場合に該当する可能性がある。

²³ 「より競争制限的でない他の代替的手段がないもの」に該当するか否かについては、当該取組に参加する事業者の現実の事業条件を前提とした上、同等の脱炭素効果を有し、コストや人員等の要素を踏まえて実際に採り得る代替的手段との比較によって判断される。

²⁴ ここでいう「競争制限を目的としない、脱炭素のための設備更新や技術開発等のために必要な共同の取組であって、それらを実現するためにより競争制限的でない他の代替手段がない取組」に係る「一定の取引分野」の画定については、第4の2(1)記載の企業結合に係る「一定の取引分野」の画定と同様の方法により行われる。また、過去の企業結合審査における一定の取引分野の画定の例については、公正取引委員会ウェブサイト内の「一定の取引分野の例」に関する資料を参照。

²⁵ 例えば、温室効果ガス削減に寄与する新規商品と既存商品とは区別して一定の取引分野を構成するものとして重層的に市場が画定され得るが、このような場合において、新規商品の市場と既存商品の市場が隣接市場として相互にある程度競争上の影響を及ぼし得ることがある。そのため、既存商品について、新規商品の市場における競争を促進する要素として評価できることや、新規商品について、既存商品の市場における競争を促進する要素として評価できることがある。

＜独占禁止法上問題とならない行為の想定

<p>例></p> <p><u>(想定例 15 競争者との情報交換②)</u></p> <p>○ <u>商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、商品Aの共同生産を検討していたところ、検討に当たって、3社は、各社の商品Aの生産数量について情報交換を行った。各社の人員等の状況から、情報遮断等の措置を採ることは不可能であることから、より競争制限的でない他の代替手段がない。しかし、商品Aの製造販売業者には他に有力な競争者であるV及びWが存在し、商品Aの需要者の購買力は強く、かつ、商品Aの隣接市場からの競争圧力が強い</u>ため、3社の情報交換により、一定の取引分野における競争の実質的制限が生じるとは認められない。</p> <p>【解説】</p> <p><u>この行為は、生産数量という重要な競争手段である事項について制限する行為と認められるおそれがある。しかしながら、共同生産により温室効果ガス削減を実現するために必要な情報交換であって、より競争制限的でない他の代替手段がなく、3社のほかに有力な競争者が存在する等のために市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じない場合には、独占禁止法上問題とならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(想定例 16 生産設備の共同廃棄②)</u></p> <p>○ <u>商品Aの製造販売業者Xは、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、既存の生産設備を温室効果ガス排出量が少ない新技術を用いる新たな生産設備へ転換することを検討していた。Xは、様々な方策を検討したが、商品Aの製造販売業者Y及びZと共同して生産設備の転換を行うことが温室効果ガスを実効的に削減するために必要と判断したところ、より競争制限的でない他の代替手段がないことから、Y及びZと相互に連絡を取り合い、既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を共同して決定した。しかし、商品Aの</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>製造販売業者には3社の他に有力な競争者であるV及びWが存在し、かつ、商品Aの海外からの輸入の競争圧力が強い</u>ため、<u>3社の生産設備の共同廃棄により、一定の取引分野における競争の実質的制限が生じるとは認められない。</u></p> <p>【解説】</p> <p><u>この行為は、重要な競争手段である設備の廃棄時期等について制限する行為である。しかしながら、生産設備の転換によって温室効果ガス削減を実現するために必要な行為であって、より競争制限的でない他の代替手段がなく、3社のほかに有力な競争者が存在する等のために市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じない場合には、独占禁止法上問題とならない。</u></p> <p>3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>したがって、このような競争促進効果を有する共同の取組については、基本的に、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果を総合的に考慮して独占禁止法上問題となるか否かを検討することとなる。この際、競争制限効果の程度²⁶によっては、慎重な検討が必要とされる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>26 競争制限効果の程度については、主に、前記2の「市場に対する競争制限効果が限定的であり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められる場合」と同様の検討要素により判断することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 業務提携</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 業務提携の類型別の主な考慮要素等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>したがって、このような競争促進効果を有する共同の取組については、基本的に、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果を総合的に考慮して独占禁止法上問題となるか否かを検討することとなる。この際、競争制限効果の程度によっては、慎重な検討が必要とされる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 業務提携</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 業務提携の類型別の主な考慮要素等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
---	---

<p>(エ) 共同購入 ⁶⁰</p> <p>(略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (想定例 34 調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入)</p> <p>○ 商品Aは、原材料Bを加工して製造される一般消費者向けの商品であるところ、商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、商品Aの製造販売市場において合計市場シェア80%を占める。今般、3社は、商品Aの製造に当たって排出される温室効果ガスを大幅に削減することができる原材料Cに関して、調達業務の効率化の観点から、共同で調達を行うこととした。商品Aの製造に係るコストのうち、原材料Cが占める割合は高く、3社が販売する商品Aの製造コストの共通化割合が高くなることを見込まれ、コスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定が一体化し、協調的な行動が助長される状況にある。</p> <p>【解説】 この行為については、商品Aの製造販売市場における3社の合計市場シェアが高いことに加え、商品Aの製造コストの共通化割合が高くなることを見込まれることから、3社の間での協調的な行動が助長されるおそれがあり、独占禁止法上問題となる。</p> <p>他方、合計市場シェア又は製造コストの共通化割合のいずれかが低い場合や、商品Aの需要者が、3社に対して、対抗的な交渉力を有している等の事情が認められ、需要者からの競争圧力が強い場合など、異なる状況や追加的事情が認められる場合には、独占禁止法上問題なく実施することができる可能性がある。</p> <p>(オ) 共同物流 ⁶²</p> <p>(略)</p> <p>すなわち、物流業務の調達市場における共同物流への参加者の市場シェアが高く、</p>	<p>(エ) 共同購入 ⁵³</p> <p>(略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (想定例 29 調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入)</p> <p>○ 商品Aは、原材料Bを加工して製造される一般消費者向けの商品であるところ、商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、商品Aの製造販売市場において合計市場シェア80%を占める。今般、3社は、商品Aの製造に当たって排出される温室効果ガスを大幅に削減することができる原材料Cに関して、調達業務の効率化の観点から、共同で調達を行うこととした。商品Aの製造に係るコストのうち、原材料Cが占める割合は高く、3社が販売する商品Aの製造コストの共通化割合が高くなることを見込まれ、コスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定が一体化し、協調的な行動が助長される状況にある。</p> <p>(オ) 共同物流 ⁵⁵</p> <p>(略)</p> <p>すなわち、物流業務の調達市場における共同物流への参加者の市場シェアが高く、</p>
--	--

<p>競争者の牽制力が弱いなどの場合には、共同物流への参加者が物流業務の調達価格をある程度自由に左右できるようになることで、物流業務の調達市場における競争が実質的に制限されることがある。また、<u>共同物流の対象商品の販売市場</u>における共同物流への参加者の市場シェアが高く、共同物流の対象商品の供給に要するコストに占める共同物流のコストの割合が高いなどの場合には、共同物流への参加者間において当該商品の販売価格等の重要な競争手段に係る意思決定の一体化が図られ、あるいは、協調的な行動が助長されることにより、当該商品の販売市場における競争が実質的に制限されることがある。</p> <p>(略)</p> <p>② <u>共同物流の対象商品の販売市場</u>における共同物流への参加者の市場シェアが高い場合に、共同物流の対象商品の供給に要するコストに占める共同物流のコストの割合</p> <p>(略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (想定例 36 価格等の情報交換・共有を伴う共同物流)</p> <p>○ 商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、商品Aの製造販売市場において合計市場シェア70%を占めるところ、需要者への商品Aの輸送に当たって排出される温室効果ガスの削減を目的として、各社が保有する物流センターを相互に開放し、各社の効率的な輸送に役立てることとした。3社は、<u>物流センターの相互利用を通じて、お互いが顧客に対して販売する商品Aの価格や数量等を共有し、定期的に商品Aの販売価格の引上げ幅を共同で決定した。</u></p> <p>【解説】</p> <p><u>この行為については、商品Aの販売価格の引上げ幅を共同で決定することにより、商品Aの製造販売市場における競争が実質的に制限されることから、独占禁止法上問題となる。</u></p> <p><u>他方、商品Aの販売価格の引上げ幅を共同で決定せず、また、商品Aの価格、数量等に係る情報について情報遮断措置が</u></p>	<p>競争者の牽制力が弱いなどの場合には、共同物流への参加者が物流業務の調達価格をある程度自由に左右できるようになることで、物流業務の調達市場における競争が実質的に制限されることがある。また、<u>物流業務の調達市場</u>における共同物流への参加者の市場シェアが高く、共同物流の対象商品の供給に要するコストに占める共同物流のコストの割合が高いなどの場合には、共同物流への参加者間において当該商品の販売価格等の重要な競争手段に係る意思決定の一体化が図られ、あるいは、協調的な行動が助長されることにより、当該商品の販売市場における競争が実質的に制限されることがある。</p> <p>(略)</p> <p>② <u>物流業務の調達市場</u>における共同物流への参加者の市場シェアが高い場合に、共同物流の対象商品の供給に要するコストに占める共同物流のコストの割合</p> <p>(略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (想定例 31 価格等の情報交換・共有を伴う共同物流)</p> <p>○ 商品Aの製造販売業者X、Y及びZの3社は、商品Aの製造販売市場において合計市場シェア70%を占めるところ、需要者への商品Aの輸送に当たって排出される温室効果ガスの削減を目的として、各社が保有する物流センターを相互に開放し、各社の効率的な輸送に役立てることとした。3社は、<u>物流センターの相互利用を通じて、お互いが顧客に対して販売する商品Aの価格や数量等を共有し、定期的に商品Aの販売価格の引上げ幅を共同で決定した。</u></p>
---	--

<p><u>講じられる場合など、異なる状況や追加的事柄が認められる場合には、独占禁止法上問題なく実施することができる可能性がある。</u></p> <p>(カ) 共同生産及び OEM (略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (想定例 39 生産設備等の稼働制限を伴う共同生産等)</p> <p>○ 商品 A の製造販売業者 X 及び Y は、商品 A の製造販売市場において合計市場シェア 70% を占める。X 及び Y は、商品 A の製造販売に当たって排出される温室効果ガスを効果的に削減するため、<u>商品 A の生産数量については各社が独自の判断を維持しつつも、事前に希望を出し合って調整した上で、互いの製造拠点が重複する地域に関して、どちらかの製造拠点を閉鎖し、当該製造拠点において製造していた商品 A についてはもう一方の事業者に対して製造委託を行うこととした。</u></p> <p>【解説】 <u>この行為については、競争者である X 及び Y の間において、共同生産等の対象となる商品 A の供給に要するコスト構造が共通化することにより、協調的な行動が助長されるおそれがあり、独占禁止法上問題となる。</u> <u>他方、X 及び Y の合計市場シェアが低い場合、輸入による競争圧力や新規参入による競争圧力が認められる場合のほか、製造段階におけるコスト構造が共通化しても商品 A の販売価格については競争が期待される事柄が認められる場合など、異なる状況や追加的事柄が認められる場合には、独占禁止法上問題なく実施することができる可能性がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ク) データ共有⁶⁶ (略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例></p>	<p>(カ) 共同生産及び OEM (略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (想定例 34 生産設備等の稼働制限を伴う共同生産等)</p> <p>○ 商品 A の製造販売業者 X 及び Y は、商品 A の製造販売市場において合計市場シェア 70% を占める。X 及び Y は、商品 A の製造販売に当たって排出される温室効果ガスを効果的に削減するため、<u>事前に希望を出し合って調整した上で、互いの製造拠点が重複する地域に関して、どちらかの製造拠点を閉鎖し、当該製造拠点において製造していた商品 A についてはもう一方の事業者に対して製造委託を行うこととした。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ク) データ共有⁵⁹ (略)</p> <p><独占禁止法上問題となる行為の想定例></p>
--	---

<p>(想定例 45 価格等の共有を伴う温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用)</p> <p>○ 役務Aを提供する事業者により構成される事業者団体Xは、役務Aの提供に当たって排出される温室効果ガスの削減に向けて、サービス改善の検討に役立てられるよう、会員事業者各社が役務Aの提供に当たって排出している温室効果ガスの排出量に関するデータを収集し、傾向を分析することとした。この際、会員事業者各社が個々の顧客に対して提示している価格、数量等の取引条件も併せて収集し、会員事業者間で共有した。</p> <p>【解説】</p> <p><u>この行為については、事業者団体Xが、競争者である会員事業者各社の価格、数量等の取引条件を収集し、共有することで、協調的な行動が促進されること等により独占禁止法上問題となる。</u></p> <p><u>他方、価格、数量等の取引条件を共有することが脱炭素のためのサービス改善のために必要であり、より競争制限的でない他の代替手段がない状況においては、事業者団体Xの会員事業者の合計市場シェアが低い場合や、事業者団体が会員事業者各社に共有するデータが、第三者によって分析され、傾向のみを示すものであって、会員事業者各社のデータが関連する会員事業者が特定される形では共有されない場合など、異なる状況や追加的事情が認められる場合には、独占禁止法上問題なく実施することができる可能性がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 優越的地位の濫用行為 (略)</p> <p>3 取引の対価の一方的決定 (略)</p> <p>(1) 独占禁止法上問題とならない行為 (略)</p> <p><独占禁止法上問題とならない行為の想定例> (略)</p>	<p>(想定例 40 価格等の共有を伴う温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用)</p> <p>○ 役務Aを提供する事業者により構成される事業者団体Xは、役務Aの提供に当たって排出される温室効果ガスの削減に向けて、サービス改善の検討に役立てられるよう、会員事業者各社が役務Aの提供に当たって排出している温室効果ガスの排出量に関するデータを収集し、傾向を分析することとした。この際、会員事業者各社が個々の顧客に対して提示している価格・数量等の取引条件も併せて収集し、会員事業者間で共有した。</p> <p>(略)</p> <p>第3 優越的地位の濫用行為 (略)</p> <p>3 取引の対価の一方的決定 (略)</p> <p>(1) 独占禁止法上問題とならない行為 (略)</p> <p><独占禁止法上問題とならない行為の想定例> (略)</p>
---	--

<p>(<u>想定例 70 貨物輸送の発注における非化石エネルギー自動車の利用要請</u>)</p> <p>○ <u>商品Aの製造販売業者Xは、貨物輸送事業者Bに対して、需要者への商品Aの輸送に当たって排出される温室効果ガス削減を目的として、非化石エネルギー自動車での貨物輸送に限定した発注を行った。Xは、前記発注を行うに当たり、前記発注のために新たに非化石エネルギー自動車を導入する費用を踏まえた見積書の提出をBに要請し、Bから提出された見積書に基づいて、その合理性について双方で協議を行った。また、Xは協議の中で、Bに対して見積額からの減額を求める主張を行う際には、その合理的な理由を説明し、Xが一方的に対価を決定することとならないよう十分な協議を行った。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 独占禁止法上問題となる行為 (略)</p>	<p>(2) 独占禁止法上問題となる行為 (略)</p>
<p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (略)</p>	<p><独占禁止法上問題となる行為の想定例> (略)</p>
<p>(<u>想定例 72 非化石エネルギー自動車での貨物輸送の発注における対価の一方的決定</u>)</p> <p>○ <u>商品Aの製造販売業者Xは、貨物輸送事業者Yに対して、需要者への商品Aの輸送に当たって排出される温室効果ガス削減を目的として、非化石エネルギー自動車での貨物輸送に限定した発注を行った。Yは、当該発注への対応のために非化石エネルギー自動車を導入する必要があり、コストが大幅に増加したため、Xに対して、当該費用を運賃に反映するよう交渉を求めたが、Xは交渉に応じることなく、一方的に、従来同様の運賃に据え置いた。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4 企業結合 (略)</p>	<p>第4 企業結合 (略)</p>
<p>2 企業結合審査の基本的な考え方 (略)</p>	<p>2 企業結合審査の基本的な考え方 (略)</p>
<p>(1) 一定の取引分野</p>	<p>(1) 一定の取引分野</p>

<p>(略)</p> <p>一定の取引分野は、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点から画定される¹¹²。</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、このような場合において、新規商品の市場と既存商品の市場が隣接市場として相互にある程度競争上の影響を及ぼし得ることがある。そのため、既存商品について、新規商品の市場における競争を促進する要素として評価できることや、新規商品について、既存商品の市場における競争を促進する要素として評価できることがある。</u></p> <p>¹¹² <u>過去の企業結合審査における一定の取引分野の画定の例については、公正取引委員会ウェブサイト内の「一定の取引分野の例」に関する資料を参照。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 競争の実質的制限 (略)</p> <p>ウ セーフハーバー基準に該当しない場合 (略)</p> <p>(ア) 水平型企业結合による競争の実質的制限 (略)</p> <p><独占禁止法上問題とならない企業結合の想定例> (略)</p> <p><u>(想定例 78 隣接市場からの競争圧力により問題がないと判断される水平型企业結合)</u></p> <p><u>○ 商品Aの製造販売を行う会社X及びYは、商品Aと類似の効用を持ち、製造過程において排出される温室効果ガスが大幅に削減できる商品Bの製造を開始することを検討していた。商品Bの生産を開始するためには巨額の設備投資が必要となることから、X及びYは投資能力の強化や事業の効率化を目的として合併をすることとした。商品Aの市場シェアはX</u></p>	<p>(略)</p> <p>一定の取引分野は、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点から画定される。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 競争の実質的制限 (略)</p> <p>ウ セーフハーバー基準に該当しない場合 (略)</p> <p>(ア) 水平型企业結合による競争の実質的制限 (略)</p> <p><独占禁止法上問題とならない企業結合の想定例> (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

が60%、Yが40%であり、本件企業結合後の当事会社の市場シェアは100%となる。一方で、商品Bの製造販売事業者としては、X及びY以外の有力な事業者が複数存在し、いずれも商品Bの製造設備や原材料に余裕があり、十分な供給余力を有している。また、需要者は商品Aから商品Bへの切替えを進めており、商品Aの需要は減退傾向にある。そのため、商品Aの市場には隣接市場である商品Bの市場からの競争圧力が強く働いていることが認められる。また、商品Aの需要者間の競争は活発であり、過去の価格交渉の状況によれば、需要者からX及びYに対する価格低減要請は厳しく、需要者からの競争圧力が認められる。

【解説】

本件企業結合の結果、当事会社の商品Aの市場シェアは100%となるものの、隣接市場である商品Bの市場には有力な事業者が複数存在し、これらの事業者が十分な供給余力を有していることや、需要が商品Aから商品Bに移行していることを考えれば、隣接市場からの競争圧力が強く働いていることが認められる。また、需要者からの競争圧力も認められることを踏まえれば、本件企業結合により競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

<独占禁止法上問題となる企業結合の想定例>

(想定例79 特定の商品市場において独占に近い状況を生じさせる水平型企业結合)

○ 商品Aの製造販売を行う会社X及びYは、新しい環境規制に対応した新商品Aの製造過程において排出される温室効果ガスの更なる削減に向けて、それぞれ活発に研究開発活動を行ってきた。今後、商品Aの需要が拡大することが予測されるところ、X及びYは、商品Aの製造販売に係る競争の激化を避け、研究開発活動に係るコストの増大を抑えるため、合併を行うこととした。

当該合併により、商品Aの製造販売を行う会社は当事会社のほか1社のみとな

<独占禁止法上問題となる企業結合の想定例>

(想定例71 特定の商品市場において独占に近い状況を生じさせる水平型企业結合)

○ 商品Aの製造販売を行う会社X及びYは、新しい環境規制に対応した新商品Aの製造過程において排出される温室効果ガスの更なる削減に向けて、それぞれ活発に研究開発活動を行ってきた。今後、商品Aの需要が拡大することが予測されるところ、X及びYは、商品Aの製造販売に係る競争の激化を避け、研究開発活動に係るコストの増大を抑えるため、合併を行うこととした。

当該合併により、商品Aの製造販売を行う会社は当事会社のほか1社のみとな

り、当該会社はX及びYに比べて事業規模が極めて小さい。また、商品Aの製造販売を開始するためには高い技術力が必要であり新規参入は困難な状況である。さらに、商品Aの代替となり得る商品はほかになく、海外での製造販売もないため、隣接市場や輸入等の競争圧力も期待できない状況にある。

【解説】

本件企業結合により、商品Aの市場におけるX及びYの地位は高くなり、競争者はX及びYに比べて事業規模が極めて小さい1社のみとなるため、競争者からの競争圧力は限定的な状況となる。隣接市場や輸入等の競争圧力も期待できなるとすると、単独行動又は競争者と協調的行動を採ることにより競争を実質的に制限することとなる。

なお、商品Aと類似の効用を持ち、その代替となり得る商品の開発が進んでいるなど、近い将来に確実に生じる隣接市場からの競争圧力が認められる場合や、規制・制度等の変更が予定されており、中長期的にみて市場構造が変化し、需要者の考え方や消費者の選好の変化による事業の縮小が確実に見込まれ、隣接市場や需要者からの競争圧力が認められる場合など、異なる状況や追加的事情が認められる場合には、競争を実質的に制限することとはならない可能性がある。

(略)

第5 公正取引委員会への相談について

(略)

2 相談を迅速・円滑に進めるために望まれる事業者等における準備

(略)

③ 実施しようとする行為に関する事項

(略)

・ その他参考となる事項（行為がグリーン社会の実現に与える影響等¹²⁶）

(略)

¹²⁶ 前記「はじめに」の4に記載のとおり、事業者等が、公正取引委員会に対して自ら

り、当該会社はX及びYに比べて事業規模が極めて小さい。また、商品Aの製造販売を開始するためには高い技術力が必要であり新規参入は困難な状況である。さらに、商品Aの代替となり得る商品はほかになく、海外での製造販売もないため、隣接市場や輸入等の競争圧力も期待できない状況にある。

【解説】

本件企業結合により、商品Aの市場におけるX及びYの地位は高くなり、競争者はX及びYに比べて事業規模が極めて小さい1社のみとなるため、競争者からの競争圧力は限定的な状況となる。隣接市場や輸入等の競争圧力も期待できなるとすると、単独行動又は競争者と協調的行動を採ることにより競争を実質的に制限することとなる。

(略)

第5 公正取引委員会への相談について

(略)

2 相談を迅速・円滑に進めるために望まれる事業者等における準備

(略)

③ 実施しようとする行為に関する事項

(略)

・ その他参考となる事項（行為がグリーン社会の実現に与える影響等）

(略)

<p><u>の取組について事前相談等を行うに際して、当該取組がグリーン社会の実現に向けたものであることの根拠や当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果、規制及び制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提供がなされた場合には、公正取引委員会は、これらを踏まえた判断を行う。特に、脱炭素の効果については、関係省庁からの情報提供がなされた場合、公正取引委員会は、これに依拠して判断を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------